

NSRにゅーす

社会保険労務士法人NSR

大阪オフィス tel 06-6345-3777

神戸オフィス tel 078-371-5120

厚生労働省関連とぴっくす



◆改正高年齢者雇用安定法が施行されます。(平成25年4月1日から)

定年後再雇用の対象となる高年齢者については、これまで労使協定基準を適用して限定する仕組みが認められていましたが、改正法施行に伴い廃止となります。

ただし、原則希望者全員を継続雇用する制度への移行にあたり、一部例外と経過措置が設けられています。また、継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲が、従来認められていた親子会社間を含め、当該事業主の経営を実質的に支配することが可能となる関係にある事業主まで広げられることとなりました。

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/koureisha/

◆改正労働契約法が施行されます。(平成25年4月1日から)

一定の場合には、使用者の雇止めが認められないというルールがすでに平成24年8月10日公布日より施行されています。今年4月1日からは、反復更新された有期労働契約が通算5年を超えた場合に労働者の申込により無期転換させるルールと、期間の定めの有無により不合理に労働条件を相違させることを禁止するルールが施行されます。

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/keiyaku/

◆障害者の法定雇用率の引き上げ(平成25年4月1日から)

障害者雇用促進法の規定により、法定雇用率が見直されます。

民間企業においては、法定雇用率が1.8%から2.0%に引き上げられ、障害者の雇用義務のある事業主の範囲が常時雇用の労働者数56人以上から50人以上となります。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/shougaiasha/04.html>

◆平成25年度 雇用保険料率は据え置き(平成25年4月1日適用)

平成25年度の雇用保険料率は、平成24年度の料率が据え置かれ、一般の事業で1.35%、農林水産・清酒製造の事業で1.55%、建設の事業で1.65%のまま、平成25年4月1日から適用されます。(厚生労働省告示 第五百八十八号)

http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/dl/hokenryoritsu_h25.pdf